

## Keio-BOOST 「未来のコモンセンスをつくる国際的 AI 先導人材の育成」

### 2024 年度 募集要項

Keio-BOOST 事業統括

#### 1. 趣旨

本学では JST 「次世代 AI 人材育成プログラム (BOOST)」の助成金を得て、博士後期課程における博士人材育成プロジェクトを実施する。このプログラムは、次世代 AI 分野の発展に資する研究開発に取り組む博士後期課程学生の人材育成および先端的研究開発の推進を目的としている。

本プロジェクトでは、実証的に真理を解明し問題を自ら解決する姿勢を持ち、次世代 AI 分野およびその基盤・応用分野において未来のコモンセンスをつくり、国際的な視野を持った博士人材を育成することを目指す。このため、次世代 AI 分野を先導する能力と覚悟を持った博士学生を選抜し、研究費および生活費相当額を補助するとともに、大学や研究室の枠を超えた活動を通して専門性を高める機会を提供する。

#### 2. 支援期間・支給額

##### <支援期間>

最長 3 年間 (4 年制の場合は最大 4 年間) とし、最短修業年限を上限とする。

年度ごとに継続の意思、資格、および活動実績を確認し、支援の継続を決定する。

##### <支給額>

生活費相当額 (研究奨励費) として月額 30 万円 (年額 360 万円)、研究費として年額 30 万円を支給する。

※2024 年 9 月入学の場合は、2024 年度については生活費相当額・研究費いずれも半期分の補助となる。2024 年 9 月に最短修業年限を迎える場合についても同様とする。

※上記のほか、年度途中で辞退、補助中断等により年度内の補助期間が短くなった場合には、補助期間に応じて生活費相当額および研究費の金額を修正し、返金を求める場合がある。

##### <振込先・管理>

生活費相当額は採択者本人の銀行口座へ振り込む。なお、生活費相当額の振込時期は、採択者に別途案内する。研究費は所属キャンパスでの機関管理とする。

#### 3. 採用予定数

6 名程度

#### 4. 応募要件

##### 1) 求める人材像

- ・ AI 分野を国際的に先導する強い意志と資質を有する者
- ・ 未来の社会課題解決に資する AI 分野研究に積極的に挑戦する者
- ・ AI 分野に関連する基盤的学問領域または融合領域において新分野開拓を行う覚悟を有する者

## 2) 応募資格

### ①研究分野

- ・ AI 関連分野を研究対象としていること
- ・ AI 分野に関連する基盤的学問領域または融合領域を研究対象としていること

### ②学籍要件

- A. 2024 年 4 月時点で慶應義塾大学博士後期課程に在籍し、最短修業年限まで残り 1 年以上ある者  
例) 3 年制の研究科で 2021 年度秋入学者の場合、最短修業年限まで 1 年未満のため応募できない。
- B. 2023 年 10 月以前に慶應義塾大学修士課程に入学し、慶應義塾大学博士後期課程に進学する強い意志を有するとともに、特に秀でた研究業績を有する者
- なお、B に該当する申請者については、本プロジェクトによる支援は博士後期課程に進学してからとなる。また、博士課程の入試に不合格、入学辞退、予定の時期に入学しなかった場合、その他本事業の趣旨に照らし適格性を欠く行為があった場合等は不採択とし、補助しない。

## 3) 他事業との重複

- ・ JSPS 特別研究員 DC は対象としない。
- ・ 国費外国人留学生、母国からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生は対象としない。
- ・ 2024 年度 Keio-SPRING 採択者の申請も可とするが、重複受給は認められないため、Keio-BOOST に採択された場合、Keio-SPRING は辞退すること。
- ・ 奨学金・補助金等については、他事業との併給・併願を不可としているものがあるため、受給している、または出願を予定している奨学金や補助金と本プロジェクトとの併給・併願が可能であるか不明な場合は、必ず本プロジェクト申請前に相手先（資金元）に確認すること。

## 4) 収入制限

所属する大学や企業等から、生活給として十分な水準で給与・役員報酬等の収入を得ていると認められる学生は対象外とする。十分な水準の収入の基準として、年間 240 万円（当該年度 9 月入学または 9 月に最短修業年限を迎える場合は、半年間で 120 万円）とする。さらに、用途が生活費と明確に判断できる奨学金・補助金等も、制限の対象となる収入に算入すること。

収入制限に算入を必要としない場合でも、アルバイト等は研究や研究に取り組むことに支障がない範囲でのみ可能とする。

**収入制限の詳細については、FAQ を必ず確認すること。収入制限の基準に合致しない申請は不受理とする。**

※本文書と FAQ を見ても、自身の収入が安定的な収入として基準額に算入する必要があるかの判断がつかない場合は、事前に事務局へ確認すること。

<収入制限の基準額に算入する収入の一例>

|         |  |
|---------|--|
| 算入するもの  | 所属する大学や企業等からの給与・役員報酬等の収入、用途が生活費と明確に判断できる奨学金、補助金等   |
| 算入しないもの | アルバイト、パート、TA、RA で得られる収入等<br>※ただし、医師のパート勤務や非常勤講師等、例外的に算入が必要な場合がある。必ず FAQ を事前に参照し、収入制限に抵触しないか確認すること。 |

<収入見込確認について>

採択者のうち、収入見込について確認すべき事項がある場合は、事務局より個別に連絡する。確認の結果、収入制限に抵触することが判明した場合には、募集要件を満たさないものとし、採択取消となる場合がある。また、確認に時間がかかる場合は、確認完了まで生活費相当額の振込および研究費の使用開始を保留する。

## 5. 支援対象学生の義務等

支援対象学生には、義務、遵守事項、協力を求められる場合がある。以下に記載された事項を了解した上で申請すること。

(選抜学生の義務)

選抜学生は、以下の事項を遵守もしくは実施しなければならない。確認方法については別に定める。

- ア 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が提示する助成金取扱要領等の遵守
- イ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」、「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「慶應義塾における公的資金に関する不正防止計画」の理解と遵守
- ウ 研究費については、「慶應義塾における資金の支出に関する規則」に則って執行する。経済性・効率性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行う。また、計画的な執行に努めることとし、事業期間終了時又は年度末における集中的な予算消化は行わない。
- エ 慶應義塾利益相反マネジメントポリシー、慶應義塾安全保障輸出管理規程等の「慶應義塾で研究活動を行う人のための RESEARCH HANDBOOK」の記載内容の理解とそれに沿った行動
- オ 研究倫理・コンプライアンス教育 e ラーニングの受講および修了証の提出
- カ 公的資金の適切な運営・管理に関する誓約書の提出
- キ 支援期間終了後のキャリアについて 10 年間情報提供する
- ク 論文、成果発表時の謝辞明記

(選抜学生の協力義務)

選抜学生は、JST または慶應義塾大学が行う以下の取り組みに協力するものとする。

- ア 本プロジェクトの実施状況等に関するモニタリング調査
- イ 博士後期課程学生交流会への参加
- ウ 「半学半教活動 (所属研究室の壁を超えた交流を行う活動)」への参加
- エ Keio-BOOST 採択者研究発表会への参加
- オ 実績報告書を指定された期日までに提出すること

## 6. 選抜・補助開始スケジュール（予定）

|                   |   |
|-------------------|---|
| 4月22日（月）          | 募集開始  |
| 5月8日（水）13:00      | 申請締切  |
|                   | 書類選考結果の通知   |
| 5月17日（金）、5月21日（火） | 面接選考（矢上キャンパスで実施予定）<br>※左記のいずれかの日程で行いますので、あらかじめご承知おきください。<br>対象者には、日程が決まりましたらご連絡いたします。 |
| 5月31日（金）          | 採否通知  |
| 6月中               | 研究費の支出開始（機関管理）<br>※支援は4月に遡って適用（4月1日以降の請求書が有効）<br>※9月入学予定者は10月中に開始予定                   |

## 7. 申請書類

【申請様式ダウンロード】 <https://keio.box.com/s/t329ol984j4obb6he76qalwpp7x18nzu>

(1) 提出票

(2) 申請書

所定の「BOOST 申請書」を使用すること。

\*2024年度に SPRING に新規採択された者は SPRING 申請書をもって代替できる。昨年度からの SPRING 継続者は BOOST 申請書を作成すること（研究報告書による代替不可）。

\*「JSPS 特別研究員 DC 申請内容ファイル」をもって代替できる。

(3) 指導教員の承諾書

\*所定の Word 様式にて指導教員に作成依頼し提出。または、指導教員が申請について承諾する旨のメールを取得し、PDF 形式で提出。

\*指導教員については、博士課程在籍者の場合は現在の指導教員、修士課程在籍者の場合は博士課程入学後の指導予定教員とする。

(4) [申請フォーム](#)上の質問項目に回答

## 8. 申請方法・締切

上記（1）～（3）の書類を PDF 形式に変換し、上記（4）申請フォームから提出すること

**申請締切：【2024年5月8日（水）13:00】**

※ファイル名は「申請書（または承諾書）－研究科＋学籍番号（在籍者の場合）＋氏名」

例) 申請書一文 00000001 慶應太郎.pdf 承諾書一文 00000001 慶應太郎.pdf

## 9. 選考の観点

- ・研究計画の卓越性、新規性、重要性
- ・AI 分野に関連する業績および研究者としての資質
- ・研究テーマの挑戦性および予想されるインパクト
- ・どのように研究を評価するのか

## 10. 注意事項

- ・本プロジェクトの透明性確保およびキャリア・交流支援の観点から、慶應義塾大学 Web サイトで研究科、学年、氏名、研究課題名等を公表する。
- ・年度途中でも申請要件を満たさなくなった場合には、打ち切りの可能性がある。
- ・生活費相当額は税法上雑所得として扱われていることを扶養義務者（保護者等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（保護者等）の職場等に確認すること。また、所得税における扶養の扱いについての不明点は、近隣の税務署に問い合わせること。
- ・生活費相当額は雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税の対象となるため、採択者自身による確定申告が必要。

参考サイト：国税庁「所得税の確定申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

- ・生活費相当額等の支給は、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、学生と大学間の雇用関係を前提とするものではない。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要。

◆問い合わせ先◆ Keio-SPRING 事務局

E-mail : [jst-doctoral\\_inquiry@adst.keio.ac.jp](mailto:jst-doctoral_inquiry@adst.keio.ac.jp) 対応時間：平日 8：30～17：00

※問合の際は、件名に【Keio-BOOST 問合せ】と必ず記載してください。